

教育行政組織の変更に伴う関係要綱の制定について

教育総務課

教育行政組織の変更に伴い、以下関係要綱を別紙のとおり制定する。

NO	例規名称	担当課
1	千曲市児童クラブ実施要綱	こども未来課
2	千曲市保育園あり方検討委員会要綱	保育課
3	千曲市保育園整備計画策定委員会要綱	保育課
4	千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱	保育課
5	千曲市人権教育推進員設置要綱	人権・男女共同参画課

令和 7 年 3 月 2 6 日 提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P

条例、規則等の名称	千曲市児童クラブ実施要綱_他4要綱
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	令和7年度組織改編
提案理由 令和7年度の組織改編に伴い制定が必要となる要綱について、所要の制定を行うものです。 本案は、対象となる5要綱を「整備要綱」として一括制定します。	

千曲市児童クラブ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昼間保護者のいない家庭の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため設置する千曲市児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 児童クラブの対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない市内小学校に在学する児童、長野県稲荷山養護学校小学部に在学する市内在住の児童及び千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めた児童とする。

(名称及び位置)

第3条 児童クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(定員)

第4条 児童クラブの定員は、教育委員会が別に定める。

(実施日時)

第5条 児童クラブの実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 実施日 月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）
- (2) 実施時間 小学校授業終了後（小学校が休校日又は長期休業にあつては午前8時から午後7時まで

(事業)

第6条 児童クラブは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 遊びを通して心身の健全な発達促進に関すること。
- (2) 望ましい学習習慣及び基本的生活態度の援助に関すること。
- (3) 健康管理、情緒安定の確保に関すること。
- (4) 家庭への日常的な連絡、情報交換に関すること。
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること。

(6) その他健全育成上必要なこと。

(登録)

第7条 児童クラブを利用しようとする対象児童の保護者（以下「保護者」という。）は、あらかじめ千曲市児童クラブ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会（指定管理者が管理する施設にあっては当該指定管理者。以下「教育委員会等」という。）に提出し、登録を受けるものとする。

2 教育委員会等は、申請書を受理したときは、千曲市児童クラブ登録承認（不承認）決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の3月31日までとする。

(登録の取消し)

第8条 教育委員会等は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消すことができる。

(1) 不正の手段により、登録を受けたとき。

(2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会等が不適当と認めたとき。

(登録の解除)

第9条 保護者は、登録を解除しようとするときは、千曲市児童クラブ登録解除届（様式第3号）を教育委員会等に提出しなければならない。

(届出)

第10条 保護者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに千曲市児童クラブ登録事項変更届（様式第4号）を教育委員会等に提出しなければならない。

(一時利用)

第11条 教育委員会等は、第7条の登録を受けていない対象児童に児童クラブを一時的に利用させることができる。

2 前項の規定により一時利用をしようとする保護者は、利用する日の前日までに千曲市児童クラブ一時利用申請書（様式第5号）を教育委員会等に提出し、承認を受けるものとする。

3 教育委員会等は、前項に規定する一時利用の承認を受けた者の利用状況を明確にするため、千曲市児童クラブ一時利用者台帳（様式第6号）により記録するものとする。

(保護者負担)

第12条 児童クラブを利用する児童のおやつ、教材等の費用は保護者の負担とする。

(指導員)

第13条 児童クラブに放課後児童指導員を置く。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の千曲市児童クラブ実施要綱（平成29年千曲市告示第36号）の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

名称	位置
埴生児童クラブ	千曲市大字鋳物師屋108番地 1
屋代児童クラブ	千曲市大字屋代2226番地 4
稻荷山児童クラブ	千曲市大字桑原1826番地 1
八幡児童クラブ	千曲市大字八幡3094番地 5
東部児童クラブ	千曲市大字生萱122番地
戸倉児童クラブ	千曲市大字戸倉1972番地 2
更級児童クラブ	千曲市大字羽尾1812番地
五加児童クラブ	千曲市大字千本柳328番地
上山田児童クラブ	千曲市大字新山695番地

千曲市児童クラブ登録申請書

年 月 日

（宛先）千曲市児童館・児童センター指定管理者

保護者 住所 千曲市

氏名

連絡先電話番号（ — ）

下記のとおり、千曲市児童クラブに登録願いたく申請いたします。

フリガナ		生年月日（年齢）	性別	保護者との続柄
児童氏名		年 月 日生 （満 歳）	男 女	
学校名等	小学校 年 組	血液型	型（Rh ）	平常時の体温 ℃

【申請理由（家庭の事情や勤務時間等を具体的に）】

【登録希望児童調査票】

緊急連絡先	第 1	続柄	勤務先	勤務先電話	携帯電話 — —
				— —	自宅 — —
	第 2	続柄	勤務先	勤務先電話	携帯電話 — —
				— —	自宅 — —

児童の健康面・生活面等で知らせたい事項（具体的に）

かかりつけ医療機関

（家族構成内に居住する者）	氏 名	児童との続柄	生年月日	職 業 （具体的に）	健康 状態	自宅付近の略図 4 +
					良・否	
					良・否	
					良・否	
					良・否	
					良・否	
利用予定日 （○印）	月	火	水	木	金	土
お迎え方法	保護者名： _____（続柄_____） 予定時刻： _____時頃					

添付書類：就労証明書（保護者全員分）

千曲市児童クラブ登録承認（不承認）決定通知書

年 月 日

保 護 者 各 位

千曲市児童館・児童センター指定管理者

《指定管理者名》

〇〇児童館（センター）

千曲市児童クラブへの登録が、下記のとおり決定したので通知します。

フリガナ		生 年 月 日 (4月1日現在)	性別
登録児童氏名		年 月 日生 (満 歳)	男 女
お 迎 え 方 法	保護者名： (時頃) まで		

《登録条件》

■登録期間

年4月1日 から 年3月31日の1年間

■利用時間

申請のあった時間まで（閉館時間は午後6時30分）

■そ の 他

- ・保護者のお迎えが原則です。申請された時間までにお迎えをお願いします。
- ・保護者以外の方がお迎えに来る場合や申請された時間を過ぎる場合等は、事前に各館へご連絡ください。
- ・登録内容に変更が生じた（緊急連絡先、勤務先等）場合は、速やかにご連絡ください。

※この決定通知に対して問い合わせがある場合は、各児童館・児童センターまで
お願いします。

千曲市児童クラブ登録解除届

年 月 日

（宛先）千曲市児童館・児童センター指定管理者

保護者 住所 千曲市

氏名

連絡先電話番号（ — ）

千曲市児童クラブの登録を解除したいので、下記のとおり届け出いたします。

フリガナ		生年月日（年齢）		性別
児童氏名		年 月 日生 （満 歳）		男 女
学校名等	小学校 年 組	保護者との続柄		
解除年月日	年 月 日			
解除理由				
備考				

千曲市児童クラブ登録事項変更届

年 月 日

（宛先）千曲市児童館・児童センター指定管理者

保護者 住所 千曲市

氏名

連絡先電話番号（ — ）

申請書の記載事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出いたします。

児童氏名	
変更事項	

千曲市児童クラブ 一時利用申請書

年 月 日

（宛先）千曲市児童館・児童センター指定管理者

保護者 住所 千曲市

氏名

連絡先電話番号（ — ）

下記の児童について、千曲市児童クラブの一時利用をしたいので申請いたします。

フリガナ		生年月日（年齢）	性別	保護者との続柄
児童氏名		年 月 日生 （満 歳）	男 女	
学校名等	小・中・高等 学校 年 組			

【一時利用 希望児童調査票】

緊急連絡先	第 1	続柄	勤務先	勤務先電話	携帯電話 — —
				— —	自宅 — —
	第 2	続柄	勤務先	勤務先電話	携帯電話 — —
				— —	自宅 — —
児童の健康面・生活面等で知らせたい事項（具体的に）					
かかりつけ医療機関					
家族構成 （同一敷地内に居住する者）	氏 名	児童との続柄	生年月日	自宅付近の略図	

※ 緊急時の対応のため、当該年度の初回利用時まで提出してください。

千曲市児童クラブ 一時利用者台帳 【職員記載欄】

No.	利用日	理由	お迎え方法		備考
			どなたが	時間	
1	月 日 ()			時頃	
2	月 日 ()			時頃	
3	月 日 ()			時頃	
4	月 日 ()			時頃	
5	月 日 ()			時頃	
6	月 日 ()			時頃	
7	月 日 ()			時頃	
8	月 日 ()			時頃	
9	月 日 ()			時頃	
10	月 日 ()			時頃	
11	月 日 ()			時頃	
12	月 日 ()			時頃	
13	月 日 ()			時頃	
14	月 日 ()			時頃	
15	月 日 ()			時頃	
16	月 日 ()			時頃	
17	月 日 ()			時頃	
18	月 日 ()			時頃	
19	月 日 ()			時頃	
20	月 日 ()			時頃	
21	月 日 ()			時頃	
22	月 日 ()			時頃	
23	月 日 ()			時頃	
24	月 日 ()			時頃	
25	月 日 ()			時頃	
26	月 日 ()			時頃	
27	月 日 ()			時頃	
28	月 日 ()			時頃	
29	月 日 ()			時頃	
30	月 日 ()			時頃	

千曲市保育園あり方検討委員会要綱

(設置)

第1条 千曲市の保育園のあり方について検討するため、千曲市保育園あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公立、私立保育園それぞれの役割に関すること。
- (2) 公立保育園の民営化に関すること。
- (3) 公立保育園の統廃合に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、今後の保育園に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから千曲市教育委員会（第6号において「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育園関係者
- (3) 保育園保護者
- (4) 幼稚園関係者
- (5) 民生児童委員又は主任児童委員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、こども・教育部保育課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

千曲市保育園整備計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の公立保育園整備計画の策定に関して協議するため、千曲市附属機関設置条例（令和5年千曲市条例第20号）第2条及び別表第2計画の策定等に係る附属機関の項の規定により設置する千曲市保育園整備計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから千曲市教育委員会（第5号において「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育園保護者
- (3) 民生児童委員又は主任児童委員
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、千曲市保育園整備計画策定の任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めた時は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、こども・教育部保育課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所において日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児で、集団保育が可能であると千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた児童（以下「医療的ケア児」という。）が保育を利用し、保育所において健康で安全な生活を送ることができるよう支援する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、疾病等の治療を目的としない児童の日常生活を営む上で必要な医療的行為であって、看護師等が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医が認め、かつ、当該看護師等が主治医から指示を受けたものとする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、千曲市（以下「市」という。）とする。

2 教育委員会は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認められる者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。この場合において、市は委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先からの定期的な報告を求めるものとする。

(対象児童)

第4条 この事業の対象者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども（0歳児を除く。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 保育所に通うために、保育所における医療的ケアが必要と教育委員会が認める者
- (3) 保育所で医療的ケアを受けることについて主治医の承認を得ている者

(医療的ケア実施の申請)

第5条 本事業を利用しようとする保護者は、保育所への入園申込みの際に、千曲市医療的ケア児保育支援事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）、医療的ケアに係る調査票（様式第2号）及び主治医が作成した医療的ケアに関する主治医意見書

(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(審査会の開催)

第6条 保護者から前条に定める申請又は第14条に定める実施内容の変更申請等がなされた際は、その内容を審査するため、千曲市医療的ケア児保育審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

2 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

3 会長に保育課長、副会長に保育課保育・幼稚園係長をもって充てる。

4 委員に保育課保育指導員、関係する保育所の園長、市保健師及び教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

5 審査会の会議は、保育所において医療的ケアを安全かつ適正に実施するために、次の事項を協議するものとする。

(1) 医療的ケア児の保育所への入所の可否

(2) 医療的ケア児に最も良いと思われる処遇の検討及び指導

(3) 前2号に掲げるもののほか、保育利用及び医療的ケアの実施に必要な事項

(利用決定)

第7条 保育所における医療的ケアの実施の可否については、審査会の会議の結果を踏まえて、教育委員会が決定する。

2 教育委員会は、前項の決定を行ったときは、千曲市医療的ケア児保育支援事業利用可否決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(医療的ケアに関する指示)

第8条 保育所における医療的ケアが実施可能となった保護者は、速やかに医療的ケアに関する指示書（様式第5号。以下「指示書」という。）及び緊急時対応確認書（様式第6号）を保育所に提出しなければならない。この場合において、与薬が必要な場合は、与薬に係る依頼書を合わせて提出するものとする。

(医療的ケアの実施)

第9条 保護者から前条に定める指示書を受けた保育所は、医療的ケア実施計画書（様式第7号）により、保護者に対して保育所で実施する医療的ケアについて十分説明を行ったうえで、医療的ケアを実施するものとする。

2 前項に定める計画に変更が生じた場合については、同項の規定を準用する。

(医療的ケア実施の承諾)

第10条 前条第1項に定める実施計画書の説明を受けた保護者は、医療的ケア実施承諾書(様式第8号)を保育所に提出する。

(担当看護師等の業務)

第11条 医療的ケアを実施する者は、実施保育所に配置された看護師、保健師、助産師、准看護師、医師又は認定特定行為業務従事者(以下「担当看護師等」という。)とする。

2 担当看護師等は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 主治医の指示書に基づき、第9条第1項に定める計画書を作成のうえ、医療的ケアを実施すること。ただし、計画書の作成については、看護師、保健師、助産師及び医師に限るものとする。
- (2) 医療的ケアの実施内容を記録すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施保育所の園長が必要と認める事項を行うこと。

(実施保育所の責務)

第12条 実施保育所は、次に掲げる事項について責務を負うものとする。

- (1) 必要に応じて医療的ケア実施報告書(様式第9号)を作成し、保護者に通知したうえで、報告内容について主治医の確認を得ること。
- (2) 主治医の指示内容、搬送する医療機関並びに主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応マニュアルを作成し、緊急体制を整備するとともに施設の職員に周知徹底を図ること。
- (3) 緊急時は、実施保育所の園長の指示のもと、前号に定めるマニュアルに基づき適切に対応すること。
- (4) 医療的ケア児が安心して保育所において生活できる環境等を整えるために、担当看護師等に対して、医療的ケアに関する研修への参加の機会を与えるよう努めること。
- (5) 本要綱に基づき作成及び提出を受けた書類については、対象の医療的ケア児が保育所に在籍している間は保管し、離籍後も5年間保管するとともに保護者がその提示を求めた場合は速やかに提示すること。

(保護者の責務)

第13条 保護者は、次に掲げる事項について責務を負うものとする。

- (1) 申請書を提出した保護者は、市が実施する医療的ケアに係る面談を受けるとともに、

市が主治医との面談を求めた場合には、遅滞無く主治医に対してその旨を伝えること。

- (2) 原則として医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等は、保護者が準備並びに点検及び整備を行うこと。
- (3) 主治医に対する診療報酬及び文書料並びに医療的ケアに必要な消耗品等については、保護者が負担すること。
- (4) 登園時、対象の医療的ケア児の健康状態について、保育士又は担当看護師等に伝達すること。
- (5) 主治医の診察を受け、医療的ケアの内容に関わる事項がある場合は、主治医受診結果連絡票（様式第10号）を保育所に提出すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保育所の園長が安全安心な保育の提供に係る調整を求めた場合は協力するよう努めること。

（医療的ケアの実施内容の変更等）

第14条 保護者は、対象児童が進級する場合又は主治医の指示により医療的ケアの実施内容を変更若しくは追加する場合は、申請書及び指示書を再度提出しなければならない。

- 2 第6条及び第7条の規定は、前項に定める医療的ケアの実施内容の変更に伴う申請書及び指示書が再提出された場合に準用するものとする。

（実施状況の確認）

第15条 教育委員会は、保育施設における医療的ケアの実施状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、必要に応じて、実施保育所の園長、担当看護師等、保護者、主治医及び教育委員会が必要と認める者を集めて、対象児童に係る情報交換等を目的とする会議を開催するものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要

綱（令和３年千曲市告示第16号）の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（宛先）千曲市教育委員会

千曲市医療的ケア児保育支援事業 利用申請書

申請者（保護者）

住 所 千曲市

氏 名

電話番号 — —

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり保育所における医療的ケアの利用を申請します。

記

1. 児童名 年 月 日生 （ 歳児）

2. 在籍（希望）園 保育園

3. 医療的ケアの内容及び方法

医療的ケアの内容 (該当するケアの内容に○を記入ください)	保育所で実施を希望する方法
酸素吸入 気管切開・鼻腔等 人工呼吸器（NIPPV, IPV を含む）	
吸引 口腔・鼻腔・気管切開部	
経管栄養 経鼻経管・胃ろう・腸ろう	
導尿 一部要介助・完全要介助(間隔)	
与薬（具体的に）	
その他（具体的に）	

4. 医療機関の名称 診療科名

主治医氏名 TEL

【 同意事項 】

1. 保育所における医療的ケアは、100%の安全性や衛生を確保できない可能性があります。
2. 保育士が、保育において安全面の配慮はしますが、保育所での生活は、怪我、感染、不慮の事故等の危険を伴う可能性があります。
3. 医療的ケアは保護者が実施することが基本です。保育所での医療的ケアは児童の主治医の指示を受け担当看護師等が実施します。医療的ケアの実施時間は、月～金曜日の午前8時30分から午後4時30分までです。
4. 医療的ケアには保育中の健康観察、看護師による緊急対応も含まれます。そのため医療的ケア実施時間が保育可能な時間となります。
5. 医療的ケアは医師の指示のもと安全性が確認できた時点から実施します。
6. 医療的ケアに必要な物品の準備、廃棄は家庭でお願いします。また、主治医等に対する診療報酬や文書料等は保護者負担となります。
7. その他

--

以上について、同意したうえで、千曲市医療的ケア児保育支援事業の利用を申請します。

保護者署名欄

医療的ケアに係る調査票

年 月 日

（宛先）千曲市教育委員会

申請者（保護者）

住 所 千曲市

氏 名

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第5条の規定により、対象児童の医療的ケアに係る調査票を提出します。

対象児童名		男・女	生年月日	年 月 日生（ 歳）
診 断 名				
通院・療育 の状況	医療機関名（ ）診療科（ ）通院頻度（ 回／ ）			
	医療機関名（ ）診療科（ ）通院頻度（ 回／ ）			
	医療機関名（ ）診療科（ ）通院頻度（ 回／ ）			
	療育機関名（ ）通所頻度（ 回／ ）			
手帳等の状況	☐ 身体障害者手帳（ 級） ☐ 知的障害者手帳（療育手帳）（A・B） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ 級） ☐ 特別児童扶養手当（ 級）			
身長／体重	身長： cm 体重： kg （測定日： 年 月 日）			
可能なコミュニケーション	☐ 会話（単語・二語文・文章） ☐ 絵カード ☐ 表情			
内服薬	☐ 無 ☐ 有（薬品名 内服時間 ）			
てんかん	☐ 無 ☐ 有（頻度 状況 ）			
アレルギー	☐ 無 ☐ 有（ ）			
運動機能	定額（ か月） 寝返り（ か月） 座位（ か月） 這行（ か月）			
姿勢・移動	姿勢の 変え方	☐ 自立		
		☐ 介助（一部・全部） ※介助時の注意点（ ）		
	姿勢の 保ち方	☐ 自立		
		☐ 介助や支えが必要 ※普段使用している物品（ ） ※普段よくしている姿勢（ ）		
移動	☐ 自立 ☐ つかまり歩行 ☐ 歩行器 ☐ バギー ☐ 車椅子（自走・介助・電動） ☐ その他			
排泄	尿	尿意	☐ 無 ☐ 有（ 回／日）	
		方法	☐ トイレ ☐ オムツ ☐ 導尿（ 回／日） ☐ その他（ ）	
	便	便意	☐ 無 ☐ 有（ 回／日）使用中の薬剤（ ）	
		方法	☐ トイレ ☐ オムツ ☐ 浣腸（ 回／日） ☐ その他（ ）	

[illegible]

医療的ケアに係る主治医意見書

(宛先) 千曲市教育委員会

年 月 日

医療機関名

所在地

主治医名

電話番号

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第5条の規定により、対象児童の保育利用について意見書を提出します。

児 童 名		男・女	生年 月 日	年 月 日生 (歳)	
診 断 名				受診 状況	☐ 定期 ☐ 不定期
保 育 施 設 に おける集団生活 の 可 否	乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育施設では、午睡や食事、集団での遊びなど濃厚な接触の機会が多くあります。医療的ケア児専用の清潔なルームでの対応でなく集団の中での保育となるため、一般的には感染症を防ぐのは難しい環境にあります。 ☐ 保育施設での集団生活は可能 ☐ 保育施設での集団生活は不可 ☐ その他 (具体的に:)				
必 要 な 医 療 的 ケ ア	☐ 酸素吸入 (気管切開, 鼻腔等) ☐ 人工呼吸器 (NIPPV, IPV を含む) ☐ 吸引 (口腔・鼻腔・気管切開部) ☐ 経管栄養 (経鼻・胃ろう・腸ろう) ☐ 導尿・自己導尿の補助 (一部要介助・完全要介助) ☐ 与薬 (経口・注入・座薬・その他:) ☐ その他 (具体的に:)				
服 薬 状 況 (処方箋添付可)	☐ 有 (内容:) ☐ 無				
呼 吸 状 態	呼吸障害 ☐ 有 (内容:) ☐ 無				

(裏面へ続く)

摂食・嚥下の状況	経口摂取： ☐ 可 ☐ 一部可 ☐ 不可 誤嚥の有無： ☐ 有 ☐ 無 食形態： ☐ 普通食 ☐ きざみ食 ☐ ペースト食 その他（内容： _____）	
排尿状態	排尿障害 ☐ 有（内容： _____） ☐ 無	
発作の状況	けいれん発作： ☐ 有 ☐ 無 シリーズ形成： ☐ 有 ☐ 無 （内容： _____） 発作時の対応： ☐ その場で様子を見る ☐ その場で座薬を挿入する ☐ 救急搬送する ☐ その他（内容： _____）	
予想される緊急時の状況及び対応	状態・頻度	
	対応	
	緊急搬送の目安	
保育施設での生活上の配慮及び活動の制限	保育の配慮：特別な配慮を ☐ 必要としない ☐ 部分的に必要なとする ☐ 常に必要とする （内容： _____） 活動の制限： ※別添「保育施設における活動のめやす」を参考にしてください。 ☐ 基本的生活は可能だが運動は不可 ☐ 軽い運動には参加可 ☐ 中等度の運動には参加可 ☐ 強い運動にも参加可	
その他		

(参考)

保育施設における活動のめやす

		軽い活動	中程度の活動	強い活動
保育施設等での主な年齢別活動内容	0歳児	○ はいはいで移動する ○ すべり台を大人にさせてもらう ○ 手指を使った遊び	○ コンビカーを押して歩く ○ はっぴいき、マットの山をよじ登り降りる	○ 高い高い ○ 水遊びをする ○ 布にのせてゆさぶられる
	1歳児	○ 砂遊び ○ 室内遊び ○ 室内用すべり台をすべる	○ 散歩（往復 20 分程度） ○ 2 階程度の階段の昇り降り ○ すべり台をすべる ○ コンビカーに乗る ○ リズムに合わせて身体を動かす	○ 長い階段の昇り降り ○ 水遊び、泥んこ遊び ○ 少し高いところから飛び降りる ○ コンビカーで走る ○ 走る
	2歳児	○ 砂遊び ○ 室内遊び ○ すべり台を自分ですべる	○ 散歩（往復 30 分程度） ○ 長い階段の昇り降り ○ 三輪車に乗る ○ 両足とび	○ 追いかっこ ○ 水遊び、泥んこ遊び ○ プール遊び ○ 高いところから飛び降りる ○ リズム遊び
	3歳児	○ 砂遊び ○ 室内遊び ○ すべり台をすべる	○ 散歩（往復 40 分程度） ○ 鉄棒で足ぬきまわり ○ ジャングルジムを登る ○ 三輪車をこぐ	○ 鬼ごっこ、かけっこなど ○ 水遊び、泥んこ遊び ○ プール遊び ○ 高いところから飛び降りる
	4歳児	○ 砂遊び ○ 室内遊び ○ 三輪車をこぐ ○ すべり台をすべる	○ 散歩（往復 50 分程度） ○ 鉄棒の前まわり ○ ジャングルジムを登る ○ スケートに乗る ○ 水遊び、泥んこ遊び	○ 走る、鬼ごっこ、かけっこなど ○ プール遊び ○ フープ遊び ○ リズム遊び ○ ドッジボール（ころがし）、サッカー
	5歳児	○ 砂遊び ○ 室内遊び ○ 三輪車をこぐ ○ すべり台をすべる	○ 散歩（往復 1 時間程度） ○ 鉄棒の前まわり、さかあがり ○ ジャングルジムを登る ○ スケートに乗る ○ 水遊び、泥んこ遊び ○ 太鼓や竹馬	○ 走る ○ プール遊び ○ フープ遊び ○ リズム遊び ○ なわとび ○ とび箱、マット遊び ○ ドッジボール・サッカー
	行事その他			
	○ 施設外保育 ⇒ 徒歩・電車・バス ○ 運動会			

第 号

年 月 日

（保護者名） 様

千曲市教育委員会

千曲市医療的ケア児保育支援事業 利用可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千曲市医療的ケア児保育支援事業について、次のとおり利用を 可・否 と決定しましたので、同要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

1. 対象児童

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所	千曲市		

2. 利用可の決定

医療的ケア の内容	
------------------	--

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用時間等	
注意事項	本通知書の決定内容を変更する場合は、市長にその旨を届け出てくだ さい。

3. 利用不可の決定

(利用不可の理由)

（宛先）園長

医療的ケアに関する指示書

医療機関名

所在地

主治医名

電話番号

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第 8 条の規定により、対象児童に対する医療的ケアについて指示書を提出します。

児童名		男・女	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
-----	--	-----	----------	------------

医療的ケア の内容	実施方法	指示内容及び配慮事項
気管切開	☐ 有 ☐ 無	カニューレ製品名（ 交換頻度 1 回／
酸素吸入	☐ 有 ☐ 無	流量（ ㎖／分） ☐ 経鼻 ☐ 気管内
人工呼吸器	☐ 有 ☐ 無	種類 ☐ T P P V ☐ N P P V（ ☐ 鼻 ☐ 鼻・口） メーカー・機種（ 業者名（ モード（ 換気回数（f）： 回／分 酸素濃度(Fio2）： 離脱 ☐ 不可 ☐ 可（ 分）
吸引	☐ 有 ☐ 無	回数 約 回／日 部位 ☐ 口腔内 ☐ 鼻腔内 ☐ 気管内 カテーテルサイズ(Fr) ☐ 8 ☐ 1 0 ☐ 1 2

経管栄養	☐ 有 ☐ 無	種類 ☐ 胃ろう ☐ 経鼻 ☐ 腸ろう 製品名 () 注入内容 () 注入量・回数 () カテーテルサイズ(Fr) ()
------	---	---

(裏面に続く)

医療的ケア の内容	実施方法	指示内容及び配慮事項
導 尿	☐ 有 ☐ 無	カテーテル製品名 () カテーテルサイズ(Fr) () 回数 約 回／日
血糖測定	☐ 有 ☐ 無	時間 (時・ 時)
インスリン 投与	☐ 有 ☐ 無	薬剤名 () 一回量 単位／回 ☐ 食前 ☐ 食後 持続投与 (メーカー名：) 薬剤名 ()
与 薬	☐ 有 ☐ 無	☐ 内服薬 ☐ 注射薬 ☐ 座薬 ☐ 外用薬 薬剤名 () 1 回量 () 時間 ()
その他の 医療的ケア		
緊急時 の対応		[発作、誤嚥、発熱時等に係る対応]
保育施設 での生活 上の注意 及び配慮 事項並び に活動の 制 限 等		

年 月 日

（宛先） 園長

申請者（保護者）

住 所 千曲市

氏 名

緊急時対応確認書

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第 8 条の規定により、対象児童の緊急時の対応について確認書を提出します。

児童名		男 女	生年 月 日	年 月 日生（ 歳）	
通院先					
医療機関名	診療科	担当医名（主治医）		電話	診療券番号
緊急搬送先					
※ 緊急時受入れについて相談できる保育園の近くの医療機関を記入してください。					
医療機関名	診療科	担当医名		電話	診療券番号
緊急時の対応					
※ 保護者、緊急搬送先に連絡すると同時に、症状に合わせて実施する対応を記入してください。					
症状（器具のトラブルなど）			対応		
			（具体策）の後 経過観察		
			（具体策）の後 速やかに医療機関受診		
			ただちに救急搬送		

（裏面へ続く）

緊急時の薬の処方

※ 別途与薬依頼書が必要になります。

該当の項目に☑を記入してください。

☐ なし

☐ あり

☐内服 ☐吸入薬 ☐座薬 ☐貼付剤 ☐注射薬

緊急薬品名（ ）

（処方日： 年 月 日 有効期限： 年 月 日）

緊急連絡先

※ 確実に連絡がつきやすい順番で記入してください。

※ 職場は、職務中でもとりついでいただけるように手配してください。

優先順位	氏名	続柄	電話番号
1			（携帯・自宅・職場）
2			（携帯・自宅・職場）
3			（携帯・自宅・職場）
4			（携帯・自宅・職場）
5			（携帯・自宅・職場）

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

（保護者名）様

（施設名） 保育園

（代表者名） 園長

（作成者職氏名）

医療的ケア実施計画書

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により、対象児童に対する医療的ケアについて、実施計画書を提出します。

対象児童名		男・女	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
実施担当者	（職名）		（氏名）	
医療的ケアの内容		実施手順		準備物・留意点

予想される緊急時の対応	
予想される緊急時の状態	対 応

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 園長

申請者（保護者）

住 所 千曲市

氏 名

医療的ケア実施承諾書

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第9条第1項に定める医療的ケア実施計画書の内容について十分な説明を受け、あわせて下記についても承諾いたしました。

つきましては、実施計画書の内容に沿って、医療的ケアを実施いただきますよう依頼いたします。

記

1. 児童の疾病の管理のために、保護者は日々積極的に児童の様子について情報提供をしてください。
2. 保育所は医療機関や各関係機関と連携し、児童の支援をします。児童が医療機関等を受診する際は、児童の様子や保育所からの質問・相談事項を医療機関へ伝えてください。また、その内容や結果は保育所へお知らせください。
3. 児童の状態に変化が見られた場合、保護者を通じて医療機関へ問い合わせをし、医師の指示についてご連絡ください。
4. 医療的ケアの指示内容に変更があった場合は、速やかに申請書、指示書を再提出してください。
5. 医療的ケアに必要な物品の準備、廃棄は家庭でお願いします。

様式第 9 号（第 12 条関係）

年 月 日

（保護者名）様

（施 設 名） 保育園

（代表者名） 園長

—

医療的ケア実施報告書

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第 12 条第 1 号に定める医療的ケアの実施について、報告書を提出します。

対象児童名		男・女	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
実施担当者	（職名）		（氏名）	
実施した医療的ケアの内容			対象児童の様子・ヒヤリハット事例等	

主治医への質問事項等	主治医確認欄

年 月 日

（宛先）園長

申請者（保護者）

住 所 千曲市

氏 名

電話番号 — —

主治医受診結果連絡票

千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第 13 条第 5 号の規定により、受診結果連絡票を提出します。

対象児童名		男・女	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
受診日	年 月 日			
医療機関 ・病院名			医師名	
主治医からの 指示事項	（保育施設での留意事項、行事への参加等について記入してください。）			
検査を受けた場合は、結果等について項目に☑のうえ、記入してください。				
☐ 血液検査				
☐ 脳波検査				
☐ レントゲン検査				
☐ その他の検査				
与薬の状況について項目に☑のうえ、記入してください。				
☐ 変更なし				
☐ 変更あり	（変更内容）			
次回受診予定日	年 月 日			

千曲市人権教育推進員設置要綱

(設置)

第1条 地域の人権教育を推進するため、区又は自治会（以下「区等」という。）に千曲市人権教育推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員は、人権教育の推進に関し、次の職務を行う。

- (1) 地域住民のあらゆる人権問題に対する正しい理解の推進及び人権尊重意識の高揚並びにあらゆる差別解消に関すること。
- (2) 区等及び公民館、分館、女性団体、高齢者団体、PTA、育成会等と連携を密にし、地域における人権教育の推進を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権教育推進のための活動に関すること。

(委嘱)

第3条 千曲市教育委員会（第6条において「教育委員会」という。）は、区等の長から推薦された者で、適当と認めるものを推進員として委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠による推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研修等)

第5条 推進員は、指導者研修講座等の各種研修会を受講し、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に推進員である者は、この告示の施行の日に、第3条の規定により推進員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委

嘱又は任命されたものとみなされる推進員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日における廃止前の千曲市人権教育推進員設置要綱（平成24年千曲市告示第21号）第3条の規定により委嘱された推進員としての任期の残任期間と同一の期間とする。